

持続可能な社会の実現に寄与する熊本県公契約条例の概要

目 的 (第1条)

公契約に関し、基本理念を定め、県及び事業者等の責務を明らかにするとともに、基本的な事項を定め、公契約制度の適正な運用、質の高い公共サービスの提供、労働環境の整備及び地域経済の振興を図り、もって県及び事業者等が相互に協力し、持続可能な社会の実現に寄与する。

定義 (第2条)

※ 公契約… 県が締結する売買、賃借、請負その他の契約で、県がその目的たる給付に対して、対価の支払いをすべきもの
事業者… 県と公契約を締結し、又は締結しようとする者
事業者等… 事業者及び下請、再委託、その他いかなる名義によるかを問わず、公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者

基 本 理 念 (第3条)

① 契約の透明性、競争の公正性の確保及び不正行為の排除

② 総合的に優れた内容の契約締結

- ・ 経済性に配慮した上で、適正な履行が通常見込まれない金額による契約締結を防止
- ・ 価格以外の多様な要素も考慮

③ 誰もが安心して働き続けられる労働環境の整備・活力ある地域経済の振興

- ・ 公契約の履行に係る業務従事者の労働環境の整備
- ・ 県内事業者の受注の機会の確保
- ・ 事業者による雇用環境の整備、多様な人材が活躍する取組を勘案
- ・ 県産品の利用の促進その他活力ある地域経済の振興に資する取組を勘案

④ 事業者が行う環境に配慮した事業活動など、持続可能な社会の実現に資する取組の勘案

責 務 (第4条・第5条)

県の責務：基本理念にのっとり、必要な取組を推進（取組方針の策定）

事業者等の責務：法令遵守・適正履行・公契約に関する取組への協力

事業者等との協力 (第6条)

県及び事業者等は、相互に協力し、持続可能な社会の実現を目指すための取組を推進

推 進 体 制 (第7条・第8条)

県が定める取組方針その他の重要事項について、学識経験者及び関係団体の意見聴取を実施

指定管理者制度の取扱い (第9条)

公の施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、この条例の趣旨を踏まえ公契約に準じた取扱いを行う。



持続可能な社会の実現